

◆ J R E I 復興メルマガ 号外◆◆=====◆◆
日本不動産研究所からの震災復興支援に関連する情報配信です。
=====◆◆平成24年8月3日◆◆
一般財団法人日本不動産研究所 震災復興支援チームです。

復興庁が「復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会の設置」を公表

復興庁は、本日、「復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会の設置」についてホームページに公表しました。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20120803tochirenrakukai.pdf>

この連絡会の設置の目的としましては、以下の2点です。

(1) 東日本大震災からの復旧・復興に関する事業の本格化を見据え、国の関係出先機関（法務局、地方整備局及び復興局）が連携して、土地の境界・権利等に関する被災地方公共団体等からの相談に一体的に応じ、諸問題の解決を図る。

(2) 関係出先機関相互の連絡調整を行う体制を整備する。

この目的を達成するために、岩手県、宮城県、福島県の3県にそれぞれ連絡会を設置しました。

各県の連絡会の役割は、県内における復旧・復興に係る土地の境界・権利等に関する被災地方公共団体等からの相談を一体的に受け、相談を受けた課題のうち、複数省庁が連携して対応する必要がある事案につきましては、連絡会の体制を活用し、連携して課題の解決を図るとしています。

法務局は、登記情報及び地図情報のデータ提供、当会建物の滅失登記、土地の境界復元作業（地図の修正）、筆界特定制度、相続登記などを担当するとしています。

地方整備局は、地籍調査の国代行や国直轄の官民境界調査、土地収用事業認定や事業認定関係（企業者）、用地買収（道路・河川）などを担当するとしています。

復興局は相談一般を担当するとしています。

=====

J R E I 復興メルマガは、毎月第2水曜日と第4水曜日に配信しています。

今回は号外配信でしたが、第7号の配信は8月8日(水)を予定しております。

=====

情報配信サービス（このメール）について

このメールの内容等に関するお問合せは、お手数ですが、各担当までお願い申し上げます。

また、このメールの記事を許可なく転載することを禁じます。

Copyright (C) Japan Real Estate Institute All rights reserved

編集・発行：一般財団法人 日本不動産研究所

システム評価部 震災復興支援チーム 情報配信担当

http://www.reinet.or.jp/?page_id=8521

[TEL] 03-3503-5341 [FAX] 03-3503-4550